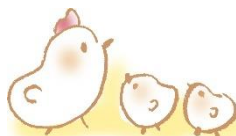


とっておきの子育ての話



保育者からの
メッセージ



子育て中のみなさんへ
(一時預かり事業について)



保育所等に入所していないお子さん
を一時的にお預かりする事業を行って
います。

平成21年1月編集・発行
平成24年9月改訂
令和 7年3月改訂
仙台市こども若者局
幼稚園・保育部 運営支援課

一時預かり事業ってなに？

仙台市では、保護者の方が、パート勤務、傷病、冠婚葬祭、その他私的な理由などにより一時的にお子さんの保育ができないとき、また、就労などにより月64時間以上お子さんの保育ができないときに、保育所等でお子さんをお預かりしています。

利用できる方は？

仙台市に在住する、保育所等の入所の対象とならない
健康な就学前のお子さん
(施設ごとに受入月齢が異なります)



事業内容

① 非定型的保育サービス事業

対象：保護者の就労、職業訓練等により、月 64 時間未満を限度として、継続的に保育が必要なお子さん。

② 緊急保育サービス事業

対象：保護者の傷病、災害、事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、保育が必要となるお子さん。2 週間を限度とする。

③ 私的理由による保育サービス事業

対象：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により、一時的に保育が必要となるお子さん。週 3 日まで。

④ 継続的利用保育サービス事業

対象：保護者の就労、職業訓練等により、月 64 時間以上保育が必要となるお子さん。

利用時間は？

月～土曜日のおおむね午前 7 時 30 分から午後 6 時までとなります。

ただし日曜日、祝祭日、年末年始などを除きます。

※土曜日の実施の有無、保育時間については施設ごとに異なります。

詳しくは各実施施設にお問い合わせください。



利用料金は？ ※支払方法は各施設で異なりますのでご確認ください

① 利用料

3 歳未満児は日額 2,400 円（半日利用の場合は 1,200 円）

3 歳以上児は日額 1,200 円（半日利用の場合は 600 円）

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については無料となります。

※3歳未満の多胎児のお子さんがいるご家庭は、多胎児支援を行っている施設で緊急保育サービス及び私的利用による保育サービスをご利用の場合、お子さんの人数にかかわらず 1 名分の料金で利用可能となっています。

(対象施設については仙台市公式ホームページにてご確認ください)

② 給食費

給食をとった場合は、日額 300 円を別途負担していただきます。

実施保育所等・問い合わせについては

仙台市公式ホームページをのぞいてください